

共同受付に係る個別審査書類について

つるぎ町における個別審査書類は、次のとおりです。

1, 町内業者

提出を要する個別審査書類はありません。

2, 県内業者（町内業者を除く。）

(1) つるぎ町内に支店、営業所等がある場合は、下記の①及び②を提出して下さい。

①県提出の申請書様式第1号（押印したもの）

②町税に係る納税証明書（写し可）

(2) 主たる営業所以外に年間委任する場合は、下記の①及び②を提出して下さい。

①県提出の申請書様式第1号（押印したもの）

②委任状（様式は任意）

※上記の（1）又は（2）に該当しない場合は、提出を要する個別審査書類はありません。

3, 県外業者

(1) つるぎ町内に支店、営業所等がある場合は、下記の①及び②を提出して下さい。

①県提出の申請書様式第1号（押印したもの）

②町税に係る納税証明書（写し可）

(2) 委任先が県に提出の共通審査書類と異なる場合は、下記の①及び②を提出して下さい。

①県提出の申請書様式第1号（押印したもの）

②委任状（様式は任意）

※上記の（1）又は（2）に該当しない場合は、提出を要する個別審査書類はありません。

4, 受付期間

令和4年1月11日～同月26日

（持参の場合は、土日を除く午前8時30分から午後5時まで。）

※追加受付分については、県と同じです。

5, 提出方法

郵送又は持参

【提出先及び問い合わせ先】

〒779-4195

徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1の3

つるぎ町役場 管理課 (Tel 0883-62-3111)